

## 【お申込みのご案内】

この旅行は、共栄船旅倶楽部(以下「当社」といいます)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。募集型企画旅行契約の内容・条件は、当サイト、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社募集型企画旅行契約約款によります。また旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行の契約の部によります、

### 旅行代金のお支払い

旅行代金は出発前の5日前までにお支払いいただきます。この期間内に旅行代金を提出されない場合には予約がなかったものとして取り扱います。

### 旅行代金の適用

参加されるお客様のうち、フェリー航送につきましては、旅行開始日に、12歳以上(小学生をのぞく)の方は大人(学生・引率)代金、6歳以上12歳未満の方は小人代金となります。

### 旅行代金に含まれるもの

当サイト・パンフレットに記載された日程の指定のフェリー代・消費税。

### 取消料

旅行契約の後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消変更料をいただきます。

※旅行開始後(出港後)の一部取消または前途放棄の場合は当該旅行代金の100%

### フェリー利用の場合

取消日	乗船日の7日前まで	乗船日の6日前から前々日まで	乗船日の前日から出港開始時刻まで	出港後
取消変更料	200円	旅行代金の10%	旅行代金の30%	旅行代金の100%

### 旅行日程・旅行代金の変更

運送機関のスケジュール・気象条件その他不可抗力による事由で、また運送機関の運賃・料金の改定により、旅行日程・旅行代金を変更する場合があります。尚、お客様のお申し出により、旅行内容の変更がある場合は別途所要経費をいただきます。

### お客様に対する責任及び免責事項

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- お荷物の損害については損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度として賠償いたします。
- お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。

- 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
- 運送、宿泊機関の事故若しくは火災またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
- 官公庁の命令、または伝染病による隔離
- 自由行動中の事故
- 食中毒
- 盗難
- 運送機関の遅延、不通またはこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的滞在時間の短縮。
- 故意に法令に違反する行為を行いまは法令に違反するサービスの提供を受けている間に起きた事故。

### お客様の責任

お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様に損害を賠償していただきます。

### 旅行契約の解除

当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- 旅行者は当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- 旅行者が病気その他の事由により、当該旅行にたえられないと認めるとき。
- 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- 天災地変、戦乱、運輸機関等における争議行為、国内外の官公署命令その他の当社の管理できない事由により、旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

### 特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させたものの故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命、または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。・死亡補償金1500万円・入院見舞金2~20万円・通院見舞金1~5万円・携行品損害見舞金:お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

### 旅程保証

当社は、当サイト・パンフレットに記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1%~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金をお支払いいたします。ただし、一募集型企画旅行につき合計15%を上限とし、支払う変更補償金の総額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。また、当社は、お客様の合意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

- 旅行開始日または旅行終了日の変更
- 入場する観光地または観光施設、その他の旅行目的地の変更
- 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更
- 運送機関の種類または会社名の変更
- 宿泊施設の種類または名称の変更

※ただし天災、暴動、などの不可抗力または運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止などによる場合、当社は変更補償金を支払わないことがあります。

## お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

## 欠航

天候等で出発便が欠航し、旅行催行が不可能な場合には、旅費の全額を(お申し込みの旅行窓口で)ご返金します。お帰りの便の欠航により延泊の必要がある場合には宿泊費、食事代等はお客様負担になります。

## その他

- 旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要すると判断した場合、お客様の生命、身体の安全のため、必要な措置をとらせていただきます。その際に要した費用はお客様の負担となります。
- ペットの同行は承っておりません。
- その他の事項については観光庁長官認可の当社「旅行業約款」によります。  
※当サイト・パンフレットの日程・旅行代金は平成25年1月1日現在の運賃・料金を基準にしています。旅行代金には消費税等諸税が含まれております。
- この募集型企画旅行契約約款は平成25年1月1日によります。